

澁川市新規学卒者 就業定着奨励金

澁川市では、若者の市内への就業及び定住を促進し、市内中小企業者の人材確保を目的に、市内中小企業者に継続して常用雇用された新規学卒者に対し、奨励金を澁 pay ポイントで交付します。

対象者	奨励金（澁 pay ポイント）の額		
	※澁 Pay ポイントの有効期限は、発行日から1年間です		
	住所地（申請時）		Uターン就職
	市外	市内	進学により県外に転出し、1年以上居住した後、雇用開始前後3か月以内に市内に転入し居住すること
中学校、高等学校、専門学校、短期大学、大学、大学院卒業者等 ※30歳未満	5 万円	8 万円	10 万円

主な交付要

- ・令和6年9月1日以降に市内の中小企業者等に常用雇用されること。
- ・6か月以上の間、同一事業者において勤務が継続していること。
- ・市税を滞納していないこと。

申請期間

**令和7年9月1日（月）～
令和8年2月27日（金）**

その他

奨励金の詳細等は、右の2次元コードからホームページをご確認ください。



澁 pay アプリのダウンロードはこちらから



アプリの入手方法



申請方法

下記書類を持参または郵送で申請してください（当日消印有効）

- ①澁川市就業定着奨励金交付申請書（様式第1号）
- ②就労証明書（様式第2号）
- ③澁 Pay 会員コードが確認出来るもの
- ④新規学卒者であることを確認出来る書類（卒業証明書等の写しなど）
- ⑤完納証明（市外在住のみ）
- ⑥戸籍の附票（Uターン者のみ）

お問い合わせ

〒377-8501 澁川市石原80番地（第二庁舎）
澁川市役所 産業観光部 産業政策課 商工・産業振興係
電話：0279-22-2596 E-mail：syoukou@city.shibukawa.gunma.jp

